

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年9月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700129号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700075号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成16年3月10日は5万4,000円、平成17年3月10日は5万5,000円、平成18年3月10日は4万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月10日、平成17年3月10日及び平成18年3月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月10日、平成17年3月10日及び平成18年3月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月
② 平成17年3月
③ 平成18年3月

A社に勤務していた同僚の賞与の記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたことにより、同社から毎年3月に支払われた賞与に係る年金記録がないことが分かった。

請求期間①、②及び③について、賞与の明細書はないが、賞与が支給されたことを覚えているので、当該各期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、C市役所から提出された請求者に係る平成17年度、平成18年度及び平成19年度の所得・課税状況等調査回答書、B社の回答、事業主の陳述並びに同社の元従業員の請求期間①、②及び③に係る賞与の明細書から判断すると、請求者が、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の請求者に係る所得・課税状況等調査回答書等から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万4,000円、請求期間②は5万5,000円、請求期間③は4万6,000円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①、②及び③に係る賞与支給日については、B社の回答から、請求期間①は平成16年3月10日、請求期間②は平成17年3月10日、請求期間③は平成18年3月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700136号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1700002号

第1 結論

昭和36年5月1日から昭和42年7月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年5月1日から昭和42年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた請求期間が脱退手当金支給済期間と記録されているが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶もないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後に支給決定されたこととなっていること、A社における厚生年金保険被保険者で脱退手当金の受給要件を満たした17人(請求者を含む。)のうち、同社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が確認できるのは請求者のみであること及び同社の元従業員21人からの回答及び陳述において事業主による代理請求をうかがえるものはなかったことから、事業主が請求者の委任に基づき代理請求したものとは考え難い。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている請求者の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであることから、請求者の請求期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、請求者は当該脱退手当金の支給決定日の約1年10か月前に婚姻し改姓していることから、請求者が当該脱退手当金を請求したものは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700135号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失年月日が、平成9年9月30日と記録されている。

しかし、A社と私は、平成9年9月30日付けで退職と合意していたので、資格喪失年月日を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録において、A社に係る請求者の離職年月日は、請求者が主張する平成9年9月30日ではなく、その前日の同年9月29日と記録されており、当該離職年月日は、厚生年金保険の記録における資格喪失年月日と符合していることから、同社は、社会保険事務所(当時)に対して、請求者の退職日を平成9年9月29日として届け出たと考えられる。

また、A社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、「確認できる資料が無く、不明である。」旨回答している。

さらに、A社の請求期間当時の事務担当者として請求者が名前を挙げた二人のうち一人は、「請求者がA社にいつまで在籍していたかについては分からない。また、社会保険に関する届出を何日付けにするか、社会保険料を給与から控除するか否かについては、上司の指示に従っていた。」旨回答又は陳述しており、もう一人の事務担当者については、同人の親族が、「同人は高齢のため覚えていない。」旨回答しているため、当該二人から請求者の請求期間に係る在籍及び厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

加えて、請求者から提出されたA社の求人票、同社の回答及び前述の事務担当者の陳述から、同社の給与締切日が20日であると推認できるところ、請求者から提出された平成9年3月分から同年9月分までの給料明細書により、請求者が、同年9月20日までの給与の支払を受けたことを確認できるものの、請求期間に係る同年9月21日以降の給与の支払を受けたことを確認することはできない。

また、前述の請求者から提出された給料明細書を見ると、請求者がA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した月に係る平成9年3月分の給料明細書には厚生年金保険料の控除に係る記載が無く、翌月の同年4月分から同年9月分までの各月の給料明細書には1か月分の厚生年金保険料の控除が記載されていることから、各月の給与から控除された厚生年金保険料は、平成9年3月分から同年8月分までの厚生年金保険料であると考えられ、請求者から提出された給料明細書において、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。